

清初入関前の内三院について ——その構成員を中心に——

磯部 淳史

はじめに

清朝、就中清初¹⁾における国家体制は、八旗制度を基調とした「連旗制」と通称される分権的連合体制であり²⁾、皇帝といえども両黄旗を領有する旗王の一人に過ぎなかったことは、従来の研究でも度々指摘されていることである³⁾。こうした連合体制に対して、太宗ホンタイジ（皇太極 Hong Taiji）はその一代を通じて皇帝＝ハン権強化政策を推進したとされる。

しかしながら、その集権化の代表的施策とされている内三院、あるいは六部といった個別の具体的な制度については、従来ほとんど研究がなされていない。筆者はこれまで、清朝における皇帝権力の実態解明を目的に研究を行い、当該期の八旗制度や集権化政策の検討を通じて、太宗やそれに続く世祖順治帝の摂政ドルゴン（多爾袞 Dorgon）の政権構造の解明を試みてきた⁴⁾。近年、杉山清彦氏は、清朝における側近集団として、ヒヤ（hiya、侍衛）・バクシ（baksi、文官集団）・ボーイ（booi、家政機関）の三者を挙げ、この三組織を検討することの必要性を指摘しているが⁵⁾、本稿はさしずめ文官集団を通じて清初皇帝権力の実態に迫ろうとするものである。

本稿で取り上げる内三院は、清初入関前、太宗の天聰十（1636）年三月に設置された皇帝の秘書的機関で、入関後の内閣、および翰林院の前身であり、内国史院・内秘書院・内弘文院の三つの衙門からなる。満洲語では bithe i ilan yamun（書の三衙門）といい、その前身は太祖ヌルハチ（努爾哈齊 Nurhaci）時代からの書房・文館（bithe i boo）であり、翻訳機関としての性格も有していた。

清朝は満洲より興って中国を支配した王朝であるがゆえに、内三院は、対漢地、対モンゴルとの折衝の際の文書作成、また、清朝に取り込まれた漢人等の非満洲人と満洲人の間を繋ぐ役割を果たし、事実内三院やそれに先行する文館の本来の職務も翻訳であった。その一方で、内三院は皇帝の詔勅や外交文書なども扱う秘書的機関であることから、そこに属する大学士や学士は皇帝の側近としての性格も有し、ために内三院の設置は六部の設置と並ぶ清初太宗朝における中央集権化の代表的施策の一つとして捉えられてきた。

しかしながら、このように清初入関前において、重要な機関として認識されているにもかかわらず、管見の限りでは、わずかに郭成康・張晋藩両氏の研究⁶⁾が内三院を正面から扱った以外には、宮崎市定氏、神田信夫氏の研究が間接的に言及した程度である⁷⁾。これらの研究は、いずれも今なお参考にするべき価値を失わないが、論考の性格上、制度としての内三院についての考察に留まり、その構成員に対する分析を行うまでには至っていない。またすでに発表から長い年月が経過しているため、近年の研究成果に即して再吟味を加える必要があるように思う⁸⁾。内三院に所属した官人に焦点を当てた論考もないではないが⁹⁾、清初に活躍した漢人官僚の代表者である范文程に関心が集中し、また、郭・張両氏の研究も漢人の構成員に比重を置くなど、満洲人の構成員をも視野に収めた内三院の構成員全体に対する研究は未だ現れていない。

そこで本稿では、清初の皇帝権力解明作業の一環として、主に構成員の面から内三院について改めて考察を加え、内三院はいかなる役割を持った機関であるのか、そこに属したのはどのような人々であったのかということをも明らかにしたいと思う。

以下、まず第一章では内三院の成立過程とその職掌に考察を加えるとともに、太宗朝の内三院の構成員について分析する。そして第二章では太宗死後のドルゴン政権成立過程において、内三院に関わりがあった二つの事件について考察して、太宗朝に続くドルゴン政権と内三院の関わりを指摘する。

なお、内三院は入関後の順治十五（1658）年七月に、明制に倣って内閣と翰林院に分かれるまで存続するが、本稿では紙幅の関係上、考察の時期を入関前に限定し、入関後の内三院、および内閣の検討については、別の機会に譲りたいと思う。

1・太宗朝の内三院について

（1）内三院の成立とその職掌

本節ではまず、内三院の成立過程、およびその職掌や設置の背景について、先行研究を整理しながら考察していきたい。

ヌルハチが没し、その後を継いで太宗がハンとなると、ヌルハチ晩年の対漢人政策が転換され¹⁰⁾、太宗は天聰三（1629）年八月には勅旨を下して、諸王や満洲人の家に隷属させられていた明の旧生員の中から、試験をして文事に通じた者を登用している¹¹⁾。それより先、同じ年の四月には、太宗に仕える文官を、明の古書を翻訳する者と外交文書や政治上の事柄を記録する者の二班に分け、職務の分担を定めた¹²⁾。これが一般的には内三院の前身である文館の設置とされるが、これは単に職務分担を行っただけであって、それ以前から書房や文館といった翻訳・秘書機関が存在したことは、すでに神田信夫氏が指摘している¹³⁾。

この文館の主な構成員としては、ダハイ（達海 Dahai）、クルチャン（庫爾纏 Kūrcan）を始めとして、ヒフェ（希福 Hife）、ソニン（索尼 Sonin）、ガリン（剛林 Garin）、范文程、寧完我などがおり、大半が「バクシ（書記官）」の肩書きを有している。ここで挙げた人物は、後年の内三院の構成員とも共通し、太宗にとって最も信頼の置ける者達であった¹⁴⁾。

この文館を改めたのが、天聰十（1636）年の三月であり、二つの部局からなっていた文館は、内国史院（*suduri bithei yamun*、史の書の衙門）・内秘書院（*narhūn bithei yamun*、秘密の書の衙門）・内弘文院（*kooli selgiyere bithei yamun*、例を布告する書の衙門）の三衙門からなる内三院となった¹⁵⁾。各衙門の職掌としては、内国史院は史書の編纂を掌り、内秘書院は外交文書や詔勅の起草、記録を、内弘文院は御前での進講や皇子への侍講を担当していた。

ところで、一般的にはこの天聰十年が内三院設置の年とされているが、『老檔』や『旧檔』などの記述を見ると、それ以前から各衙門は存在した形跡がある。『旧檔』天聰九年十二月二十八日の条には、「弘文院のヒフェ、ガリン、秘書院のロシヨ（羅碩 Lošo）」という記述が見られるから¹⁶⁾、内三院として正式に定められたのが天聰十年であって、その前年あたりから、各衙門自体は徐々に整備されていたのであろう。

天聰十年は、五月に崇徳と改元され、同時に太宗は皇帝を称し、ここに清朝が成立するが、同じ月に内三院を構成する官人も改めて任命された。長官の大学士は正一品で、大学士の下は、

官品は二品¹⁷⁾、その下は挙人、生員（俗に「相公」と称される）、筆帖式、副筆帖式、理事官といった官人達で構成されていた。なお、このうち大学士は、八旗の世職制度においてはメイレン＝ジャンギン（梅勒章京 *meiren i janggin*）に、学士はジャラン＝ジャンギン（甲喇章京 *jalan i janggin*）に相当する職である¹⁸⁾。

さて、ここまで内三院設置までの過程と、内三院を構成する三衙門とその官職の概略を述べてきたが、では、その内三院はどのような職掌を持っていたのか、またその中でも太宗が意図した内三院の役割とはどのようなものであったのであろうか。その点について次に考察してみたい。内三院の職掌については、各衙門ごとに、先述のような役割分担があったが、あくまでもそれは建前、制度上の役割であって、実際に『老檔』や『旧檔』、『内国史院檔』といった満文史料、あるいは実録などを通覧してみると、衙門の枠組みとは別に、様々な場面で学士達が登場してくることがわかる。

そうした諸史料からうかがえる内三院の大学士、あるいは学士達の役割には、先学も指摘している考試や祭祀、儀礼に関わるもの¹⁹⁾、また彼らの言語能力を用いるものなどが挙げられる。特に後者は、彼らが有している能力を発揮出来るものであり、明や蒙古への使者、明から清に投降する漢人武将の対応には、内三院の官人達が常に任命されている²⁰⁾。また、これは文館時代の事例であるが、天聰四（1630）年に、所謂「己巳の役」において明より奪取した遼東の各地を占領した際には、太宗は諸王や有力旗人とともに、文館の官人も派遣している²¹⁾。これもまた彼らの翻訳や通訳の能力が必要とされたためであろう。

ここに挙げた職掌は、もちろん内三院に所属する官人達の重要な役割であったであろうが、太宗の集権化政策において欠かせない内三院の役割がもう一つある。それは太宗と諸王や大臣の間を往来する、いわば「取次役」的な職務である。すでに天聰初年から、諸王や大臣が太宗に言上する際に、臣下の者がその間に入って言葉を取り次ぐ場面が見られるが²²⁾、崇徳以降、内三院の学士が、諸王・大臣の上奏を取り次いだり、太宗の諭旨を伝達したり、あるいは諸王への問責の使者として派遣されたりする記述が頻繁に見られるようになる²³⁾。これは単に事務の煩瑣化に伴うものだけでなく、諸王・大臣と皇帝の間を繋ぐ重要な役目を担わせることで、大学士や学士の地位を高めるという目的²⁴⁾、そして同時に臣下が皇帝に言上する際に、直接ではなく取り次ぎを必要とさせることで、太宗の地位が諸王よりも一段高い所にあることを明確に認識させる目的もあったものと思われる。

内三院が設置された天聰十年は、ヌルハチ時代より政治に参加し、太宗即位後も大きな勢力を持っていた、ダイシャン（代善 *Daišan*、ヌルハチの次子）、アミン（阿敏 *Amin*、ヌルハチの同母弟シュルガチ〔舒爾哈齊 *Šurgaci*〕の次子）、マングルタイ（莽古爾泰 *Manggūltai*、ヌルハチの五子）の三人の大大ベイレの勢力が後退し、諸王に対するハン権力の優位性が徐々に確立されていった時期に当たる。三大ベイレの力を抑えた太宗にとって、次に警戒すべきは、両白旗（正白旗・鑲白旗）を領有するドルゴン兄弟を始めとする旗王達であった²⁵⁾。彼らはそれぞれ六部を統轄する「管部ベイレ」を務め、太宗が三大ベイレに対抗するための有力な与党であったが、三大ベイレ失脚後は状況が変わってくる。

すでに天聰初年には、太宗の側近的機関として文館が存在していたが、邸永君氏が指摘するように、文館は清朝における中央機構の雛形とはいえ、政権の中枢となるには機能的にも地位的にも不足していた²⁶⁾。太宗が旗王達に対抗するためには、自身の手足となる機関の創出と、そこに属する側近達に一定以上の地位を与える必要が生じたものと思われる。内三院が天聰十年に設置された背景としては、もちろん、漢人官僚の増加によって、彼らを用いる場所を作るために中国式の官制を

整える必要があったこともあるが、以上のような当時の政治状況とも決して無関係ではないだろう。

以上のように本節では、先行研究を整理しながら、内三院設置までの過程と内三院に所属する官人の職掌などについて論じてみた。では、この内三院に所属し、太宗の手足となって動いたのは、具体的にどのような人物であったのだろうか。次節では、内三院の構成員とその特徴について論じてみたい。

(2) 崇徳年間の内三院の構成員について

従来の研究では、大学士や学士といった内三院の構成員を論じる際には、八旗制度における彼らの属旗や旗王との主従関係については、ほとんど顧みられることがなかったように思う。しかしながら、先学の指摘があるように、入関前においては、満漢の別を問わず、清朝に属する全ての者は八旗に属しており、文官的役割を担った大学士や学士といえども八旗制の影響を受けていなかったわけではないし、彼らは全く兵事に関わらなかったわけでもない²⁷⁾。そこで本節では、内三院の構成員の八旗制度における属旗、および主従関係にも着目しつつ、彼らについて考察を行いたい。

崇徳年間の内三院の構成員は、大学士が内国史院、内弘文院が一人、内秘書院が二人、学士は内国史院、内弘文院が二人、内秘書院が一人といった構成になっており、それを『初集』や『続集』、『通譜』、そして実録の記述などをもとにまとめたものが[表1]である。

このうち満洲人の構成員は、設置当初はヒフェ、ガリン、ロシヨ、フキオ（胡球 Hukio）、ジャムバ（詹霸 Jamba）の五人であり、後にエセヘイ（額色赫 Esehei）とウダリ（呉達礼 Udali）がそこに加わる。以下、個々の人物について考察していくと、ヒフェは正黄旗人であり、天聡初年から文館に仕えていた人物で、太宗の腹心の一人といえる。ロシヨは正藍旗人で、ヒフェ同様文館に仕えていた人物であり、スワン地方のグワルギヤ（瓜爾佳 Gūwalgiya）氏の出身で、その父のヤンシャン（楊善 Yangšan）はヌルハチ時代の五大臣であるフュンドン（費英東 Fuiongdon）の甥である。ジャムバは鑲白旗人であり、属旗は異なるものの、フュンドン家の一族である²⁸⁾。

崇徳年間の正藍旗は、天聡年間にマングルタイ家の領旗であった正藍旗を太宗が没収、解体し、鑲黄旗出身の旗人を中心に新たに編成されたものであり²⁹⁾、太宗はこの新しい正藍旗には長子のホーゲ（豪格 Hooge）と異母兄のアバタイ（阿巴泰 Abatai、ヌルハチの七子）を旗王として封じた。内三院に属した六人の満洲人の中で、ロシヨはホーゲの、ウダリはアバタイの属下である³⁰⁾。エセヘイが誰の属下だったかは明確にはわからないが、彼の弟のエステイ（額司泰 Estei）の娘が、後年ホーゲの子フシエオ（富綬 Fušeo）の側夫人となっているから³¹⁾、ホーゲの属下か、あるいはホーゲとつながりのある旗人であったと思われる。当時の正藍旗は太宗の領旗ではないにせよ、太宗の影響下にあった旗であるから、この四人は太宗に近い官人と考えて差し支えないであろう。一口に「連旗制」といっても、全ての旗王が皇帝と同格であったかといえばそうではなく、太宗の子であるホーゲは、ヌルハチと諸子の関係がそうであったように、太宗が影響力を行使出来る存在であったであろうし、ヌルハチの準嫡子というべき存在であったアバタイは³²⁾、他の嫡系の旗王よりも一段劣り、ために彼らと対等ではなく、太宗の生前は、ホーゲとともにその影響下に置かれていたようである³³⁾。後述するように、漢人の学士も五人中二人が正藍旗人で、内三院の構成員では正藍旗人が最も多いのであるが、こうした人員構成は、改組後の正藍旗が太宗の影響下にあったことと無関係ではないであろう。

ガリンもやはり文館時代から仕えていた人物であるが、正紅旗のサハリヤン（薩哈廉 Sahaliyan、

ダイシャンの三子)家の属下であり、崇徳年間には正紅旗に属していたと考えられる³⁴⁾。ガリンの越旗異動とサハリャン家との関係については、次章にて詳述するが、『老檔』崇徳元年五月七日の条に、

汝拳人ガリンは最初庶人であった。事例文章のことに任じていたが、五年目のビトヘシの孝選に際して拳人とした。

とあるから³⁵⁾、ごく低い身分から太宗が登用した人物であり、旗王との主従関係はあるものの、太宗と親密な関係を持つ官人と見なして良いだろう。また、ガリンの弟のチャブハイ(察布海 Cabuhai)は、順治元(1644)年に内弘文院の学士となり³⁶⁾、同族のウェヘ(倭赫 Wehe)も礼部の啓心郎を務めている³⁷⁾など、このガリンの一族は文事に関わる者を多数輩出している。フキオについては、確実な史料がないため明言出来ないが、文館時代から仕えており、これも太宗の子飼いの官僚と考えられる。

これらの満洲人官僚のうち、初期内三院の五人の構成員は、正黄旗のヘシェリ氏出身のヒフェ、正藍旗のスワン地方グワルギャ氏フンドン家出身のロシヨ、およびその一族のジャムバ、そして小者から登用されたガリン、フキオの三系統に大別出来る。従来いわれているように、太宗が漢人官僚を積極的に側近として登用したことは事実であろうが、いかに漢人も多く登用したとはいえ、やはり旗王勢力に対抗する上で、五大臣フンドンの一族であるスワン地方のグワルギャ氏や、海西ハダの名門ヘシェリ氏のような有力氏族を与党化することは、太宗にとって必要不可欠なことであったはずである。入関前においては、政権における有力氏族の存在は大きなものがあり、太宗といえども、彼らの政治への影響力を無視出来なかった。内三院同様、太宗の集権化の事例とされている六部においても、大臣職は特定の有力氏族で占められているが、このことも彼らの存在の大きさを物語るものであろう³⁸⁾。すなわち「側近官」と一口にいても、それは皇帝に近似する小者に限定されるわけではなく、いかに有力氏族をそこに取り込むかということも太宗にとって重要なことであったと思われる。事実、上述の二氏族出身者のうち、ヒフェの甥のソニンが太宗の側近の一人であるし、ロシヨの父のヤンシャンも内大臣に任じられるなど、太宗に近い旗人であり、また皇帝の耳目としての性格を持っていた各部啓心郎も、有力氏族の出身者を含んでいる³⁹⁾。ガリン家のような太宗子飼いの官人に加え、政権内で影響力を持つ有力氏族をも取り込むことによって、太宗は自らの側近グループを形成していったといえる。

次に漢人の構成員であるが、[表1]を見ると、彼らのうち正紅旗人が一人、鑲紅旗人が二人、正藍旗人が二人で、この三旗以外の旗人は見られない。この属旗は、漢軍旗が八旗となった崇徳七(1642)年以降のものであり、彼らの経歴を見ると、清に降った時期は異なるが、皆文館に仕えていた経歴を持つ者ばかりで、やはり太宗の腹心といえるだろう。しかしながら、ここで注目すべきは、漢軍旗が成立した崇徳年間よりもずっと以前から関係があった子飼いの漢人官僚を、太宗は両黄旗ではなく他の旗に属させたという点である。

すでに先学の指摘もあるように、旧明の漢人武將を八旗に分属させた際に、彼らは婚姻などによって自身と関係を持つ旗王が領有する旗に属している⁴⁰⁾。おそらく太宗は、文官的役割を担わせた漢人に対しても、元々の主従関係などの旗王との関係を考慮し、彼らを八旗に分属させたのではないだろうか。文館や内三院に登用される前にどの旗王に隷属していたのかというような、旗王との関わりを示す情報が、漢人の場合は不明であることが多いのであるが、正藍旗に属した王文奎は、初め明の諸生で、正藍旗旗王のホーゲに連れられて瀋陽に来帰した人物であることがわかっている⁴¹⁾。この時のホーゲとの関係がその後も続き、その関係を反映して王文奎は正藍旗に分属させられたも

のと考えられるが、他の漢人の構成員も、恐らくは旗王との関係によって、それぞれの旗に分属させられたのであろう。

また、内三院の構成員ではないが、太宗が文館時代に登用した漢人で、内三院成立の直前に、賭博に興じたことを理由に罷免された寧完我は⁴²⁾、元々正紅旗旗王のサハリャン家と主従関係を持つ人物であり⁴³⁾、その処罰後には再びサハリャン家に隷属させられている⁴⁴⁾。この事例からも、太宗が登用した人物とはいえ、彼らは直接的には旗王の支配下に属しており、太宗もその原則は否定していないことがわかる。文官的役割を担った漢人もまた、旗王との主従関係を持つ旗人としての一面を持っていたことが、これによって再確認出来るであろう。

もちろん、そうはいっても、内三院の官人の任命権は皇帝にあるわけであり、太宗は内三院の漢人官僚にも、自身に近い者を選んで任じていることは満洲人と変わりはない。崇徳三年以降、内三院の漢人文官は、鑲紅旗と正藍旗の二旗の旗人のみで構成されているが、先述のように正藍旗は太宗の影響下にあり、鑲紅旗を領有する旗王の一人であるヨト（岳託 Yoto、ダイシヤンの長子）は、太宗と親しい旗王であった。かつて文館に仕えていた寧完我が、崇徳年間を通じて用いられなかったのも、ドルゴンとつながるウラ＝ナラ閩閩⁴⁵⁾に属するサハリャン家と主従関係を持っていたためであろう。

2・ドルゴン政権の成立と内三院構成員の動向 ——順治帝即位後の政治事件を例として——

これまで述べてきたように、太宗は内三院を通じて独自の側近集団を形成し、崇徳年間には徐々に旗王勢力を抑制して、自己の権力の強化を図った。ところが太宗は、皇帝権力を十分に確立しないまま、崇徳八（1643）年八月に急死してしまう。この後を継いで皇帝になったのが、太宗の九子である世祖順治帝であり、その摂政となって太宗の後の政権を襲ったのが、太宗の異母弟のドルゴンである。ドルゴンは摂政となると、政敵を退けて徐々に権力を拡大し、事実上の皇帝というべき存在になっていくが、そうした中で、太宗子飼いの内三院の大学士や学士達は、どのように行動したのであろうか。そこで最後に本章では、太宗の死後、ドルゴン政権における彼らの動向を、順治帝即位直後に起こった政治事件を通じて考察したいと思う。

順治帝が即位すると間もなく、内三院の構成員達に関わる二つの事件が続けて起こった。一つは、崇徳八年八月二十六日に起こった、ダイシヤンの次子ショト（碩託 Šoto）と孫のアダリ（阿達礼 Adali、サハリャンの長子）が、順治帝が幼年であることを危ぶみ、ドルゴンを皇帝に擁立しようと企てたが、却ってドルゴンによって、国政を乱した罪で死罪に処された事件である⁴⁶⁾。そしてもう一つは、翌順治元年四月一日に、ドルゴンの政敵であった太宗長子のホーゲが陰謀嫌疑で処罰され、その側近達が死罪となった事件である⁴⁷⁾。

まず、第一の事件であるが、この事件自体は、ショトとアダリの暴発による偶発的なものであろう。しかしながら、ここで注目すべきは、ショトとアダリに連座して、事件後ガリンが正黄旗に、范文程が鑲黄旗にそれぞれ異動している点であり⁴⁸⁾、この異動には多分に政治的意図が感じられるのである。ガリンは、先述のように元来サハリャン家に隷属していた人物で、この時はサハリャンの後を継いだアダリの属下であったと思われる。范文程は、史料には正黄旗人とあるが、これは順治以降の属旗で、事件に関係して異動したことから推測するに、この時まではショトの属下の鑲紅旗人

であったものと考えられる⁴⁹⁾。しかしながら、この二人が事件にどのような形で関わったのかは、実録には明記はされておらず、異動の記事だけが唐突に登場するのであり、これにはいささか疑問が残る。

さらに細かく見ていくと、ガリンは、『内国史院檔』順治八年閏二月二十八日の条に、「ガリンは盛京（瀋陽）で大罪をなしたことで死罪とすべきところを生かした。」とあるから⁵⁰⁾、アダリらの謀議に加わっていたのかも知れない。しかし、彼自身がそれほど主体的に関わっていたようには思えず、実録によれば、ガリンはむしろアダリの罪を告げたことによって罪を免れたようである⁵¹⁾。アダリに連座するところを、ドルゴンによって罪を免ぜられたわけであるから、ガリンがそれを恩に感じ、以降ドルゴンの意を受けて行動する忠実な与党になったことは十分に考えられる。『内国史院檔』の記事には、先述の箇所に続けて、

（ガリンを）生かした聖上（順治帝）に背き、（ガリンは）睿王（ドルゴン）のところに行きたいと言って、昼夜なくこびへつらい睿王のところに行ったが…

とあることから⁵²⁾、ガリンが皇帝の領旗の正黄旗にありながら、ドルゴンの与党として活躍していたことがわかる。ガリンは「離主条例」によって正黄旗に異動したのであろうが⁵³⁾、こうしたその後の彼の動向と併せて考えても、表向きはガリンの任意の旗への異動であっても、そこにはドルゴンの意向が働いているのではないだろうか⁵⁴⁾。ドルゴンにとって、自分の息のかかったものを正黄旗に送り込み、正黄旗人を監視するという点で、ガリンの正黄旗への異動は有益であったわけであるから、この異動はドルゴンの意向によるものと思われる。

同様に、范文程もまた、ドルゴンの意向によって、鑲黄旗に異動したのではないだろうかと考えられる。ショトの財産は、事件後に没収されてドルゴンのものとなっているが⁵⁵⁾、その記事に続けて范文程の異動が述べられていることから推測するに、彼は他の生員出身の漢人同様、本来ショト家に隷属する身分であり、ショトの所管のニルが没収されたことで一時的にドルゴンの支配下に入ったのではないだろうか。それが、直後に鑲黄旗に移っているということは、これがドルゴンの意向による異動であることを物語っているように思う。文館時代からの古参で、漢人官僚の領袖的存在ともいべき范文程は、鑲黄旗の漢人官僚を味方につける上で、ドルゴンにとっても必要な人物であり、范文程も、太宗の死後、保身のためにはドルゴンを頼るのが最も確実な方法だと思ったのであろう。

先行研究においては、范文程を反ドルゴンの立場の人物であったと解釈する向きもあるが⁵⁶⁾、ドルゴンが范文程を警戒して遠ざけるのならば、順治帝の領旗であり、いずれ自分の反対勢力になるかも知れない黄旗への異動することを許すのは不自然ではないだろうか。また、後になってドルゴンに反抗的となったヒフェは、内三院より追放されているが、范文程はそのまま内三院にとどまっている。このことから、范文程がドルゴンに、どちらかといえば協力的であったのではないかと考えられる。

次のホーゲの陰謀事件についてであるが、この事件で注目すべきは、事件に連座して、内国史院の学士であるロシヨが死罪になっていることである⁵⁷⁾。ロシヨは、先述のように名門グワルギヤ氏の出身で、ホーゲの側近の一人であった。父のヤンシャンはホーゲの陰謀に関わったことでやはり死罪となっており、ロシヨもこれに荷担した罪状で死罪となっている。ドルゴンがこのような厳しい処分を行った理由は何かといえば、それはこの事件を機に内三院から政敵ホーゲに関わる者を一掃し、内三院を完全に自己の傘下に収めるためであろう。すでにショト・アダリの事件によって、

大学士のガリン、范文程はドルゴンの影響下に入り、ヒフェもまた、この時はまだドルゴンには協力的であったと思われる。他の学士を見ても、ウダリはアバタイの属下であり、旗王のアバタイはドルゴンを支持していたようであるから⁵⁸⁾、ドルゴンに反抗的であったとは思えない。つまり、ホーゲに繋がるロシヨを除けば内三院をほぼ掌握出来る状況にあり、それゆえにドルゴンは、事件を利用してロシヨを死罪とする厳しい処置に出たのではないだろうか。

さて、ここまで順治帝即位直後に起きた二つ事件と内三院の構成員達との関わりについて述べてきた。ショト・アダリの事件は、当初はドルゴンにとって寝耳に水の事態であったであろうが、却ってこれを巧みに利用して、ガリンと范文程を黄旗勢力の中に送り込むことに成功したのであり、ホーゲの事件では、政敵ホーゲを失脚させるとともに、ヤンシャンに連座させる形でロシヨを内三院から追放することに成功したのである。すなわち、この二つの事件を通じて、ドルゴンは内三院を掌握したのであり、二つの事件は、ともにドルゴンの内三院支配に大きな影響を及ぼしたという側面を持つといえる。

かつて筆者は、この二つの事件の間に位置する、崇徳八年九月二日に起こったバブハイ断罪事件を、両黄旗内にあった二つの勢力の対立を利用し、ドルゴンが自己の政権を固めるために行動したものであることを指摘した⁵⁹⁾。従来、ショト・アダリとホーゲの事件にこのバブハイ事件を加えた三つの事件は、順治帝即位をめぐる清朝内部の混乱の激しさ、あるいは諸王間の抗争がいかに熾烈を極めたかということ物語るものであり、この三つの事件を経て、ドルゴンの政権が固まったことは指摘されているが⁶⁰⁾、より具体的にいえば、この三つの事件は、ドルゴンが内三院と両黄旗という、太宗が生前に持っていた二つの勢力基盤を自己の影響下に置いて政権を固め、かつ他旗の旗王勢力を牽制するために行動したものであるという、一連の流れの中で位置づけることが出来るであろう。事件に関わった人物の属旗や旗王との主従関係などを見ても、それぞれの事件が全く無関係なものとは思えない。

いずれにせよ、この三つの事件を経て、ドルゴンの政権はひとまずは安定し、ホーゲ事件があった同じ四月に、清は入関を果たし、本格的に漠地支配へと乗り出すこととなる。そして同年八月、ドルゴンは、次なる政敵として警戒すべき存在である、正黄旗のソニンに繋がるヒフェを失脚させる⁶¹⁾。後任の大学士として用いたキチュンゲ（祁充格 Kicungge）と寧完我の二人は、かつて文館に仕えていたが、後になって太宗に遠ざけられた者達であり、その不満もあってドルゴン派であったものと思われる。特にキチュンゲは、ドルゴンの領旗である正白旗人で、崇徳四年五月以降はドルゴンの属下となっていたから⁶²⁾、ドルゴン派であったに違いない。これによってドルゴンは、太宗の文官集団のうち、正藍旗グワルギャ氏とヘシェリ氏勢力を内三院から追放し、ガリン家の勢力は継承しつつ、そこに白旗系の旗人を加え、自らの文官集団を形成していくのである。

おわりに

本稿では清初の内三院とその構成員について、入関前を中心に考察してみた。以下、改めて本稿で論じたことをまとめてみたい。

- ① 天聰十年に設置された内三院の官人は、諸臣の上奏の取次や諭旨の伝達など担当して皇帝と諸臣の間を往来し、太宗の集権化政策において重要な役割を果たすものであった。また内三院の官人に注目すると、正藍旗出身者が最も多く、太宗子飼いの官僚に加え、ヘシェリ氏、

スワン地方のグワルギャ氏といった有力氏族出身者によって構成されており、内三院を通じて、太宗は有力氏族を側近集団として取り込んでいったと考えられる。漢人についても、太宗の影響下にある旗人が多いが、彼らは太宗の子飼いでありながら、一方で八旗制度においては、満洲人同様旗王の支配下に属していた。

- ② 太宗が没してドルゴンが政権を握ると、ドルゴンは太宗の勢力基盤の一つであった内三院の掌握をもくろみ、崇徳八年八月のショトとアダリの事件、そして順治元年四月のホーゲの事件によって、内三院の官人をその影響下に置くことに成功する。この二つの事件は、ともにドルゴンの内三院支配に大きな影響を及ぼしたという側面を持ち、バブハイ断罪事件と併せて、ドルゴンが内三院と両黄旗という太宗の勢力基盤を自らの影響下に収めるという一連の流れの中で位置づけることが出来る。

最後に今後の課題とすべきことを、二点ほど指摘して本稿を結びたい。一点目は、清の入関後の順治元年六月に、大学士の馮銓と洪承疇によって、明の内閣に倣って内三院に票擬権を持たせることを請う上奏がなされたが、ドルゴンはこれに対し、賛意を示すだけで特に何も行わず、内三院の権限拡大には慎重な姿勢を取ったことについてである⁶³⁾。かつて太宗も内三院を設置したものの、漢人官僚達が明の内閣に相当する政務機関を設置するべきであるとした意見を、そのまま受け入れたわけではなく⁶⁴⁾、あるいは太宗もドルゴンも、漢人官僚を用いつつも、彼らはいくまで諸王勢力に対抗するための「手足」であって、漢人が必要以上に力を持ちすぎることを警戒していたのではないだろうか。明の内閣における首輔のような、内三院を統括する首長を最後まで置かなかったことから、そのことはうかがえる。

もう一点は、すでに見てきたように、内三院の漢人文官もまた、八旗に編入される際には、それまであった旗王との関係を考慮して分属され、太宗は漢人官僚に対しても、八旗制の基本構造は否定していないということである。すでに指摘があるように、太宗もドルゴンも、集権化政策を推し進めたとはいえ、旗王と旗人との主従関係を完全に排除するのではなく、あくまで旗王としての立場から権力の強化を図っていた⁶⁵⁾。本稿の冒頭でも述べたように、これまで清初政治史においては、内三院や六部など、所謂「集権化」の具体的な事例に関しては研究が少なく、集権化政策の本質が定義、解明されないまま、「集権化」、あるいは「皇帝権力の強化」という言葉だけが一人歩きしている感がある。清朝皇帝が目指した集権化の実態については、今後早急に解明すべき問題であろう。

これらの問題は、清朝という国家を考える上でも、より一層の吟味や具体的検討が必要であり、内三院と同様に集権化政策の一つと捉えられる六部や、入関後の内三院、内閣、そしてそこで登用された漢人官僚についての考察と併せて行うべきであるが、それらについては今後の課題とし、別稿に譲りたいと思う。

注

- 1) 「清初」の時期については諸説があるが、本稿では便宜上、清初という言葉を入関前、あるいは入関前後の時期を指すものとして使用する。
- 2) 「連旗制」という語が最初に用いられたのは、孟森氏の「八旗制度考実」(原載・『歴史語言研究所集刊』6-4、1936年、『明清史論著集刊』〔復刻版、石家荘、河北教育出版社、2001年〕に所収)中においてである。
- 3) 八旗制度の構造と皇帝、旗王に関する研究としては、孟森氏の他に、細谷良夫「清朝に於ける八旗制度の推移」(『東洋学報』51-1、1968)阿南惟敬『清初軍事史論考』(甲陽書房、1980)、杜家驥『清皇族与国政関係研究』、(五南図書出版、1998)杉山清彦「八旗旗王制の成立」(『東洋学報』83-1、2001)などが

ある。

- 4) 拙稿「順治帝即位をめぐる黄旗旗人の動向について——バブハイ断罪事件を例として——」(『立命館東洋史学』29、2006)、および「清朝順治初期における政治抗争とドルゴン政権——八旗制度からの考察を中心に——」(『立命館東洋史学』30、2007)。
- 5) 杉山清彦「ヌルハチ時代のヒヤ制——清初侍衛考序説——」(『東洋史研究』62-2、2003)、128頁。
- 6) 郭成康・張晋藩『清入関前国家法律制度史』(遼寧人民出版社、1988)、79～126頁。
- 7) 宮崎市定「清朝における国語問題の一面」(『宮崎市定全集14 雍正帝』所収、岩書店店、1991、原載・『東洋史論叢』1、1947)、神田信夫「清初の文館について」(『清朝史論考』、山川出版社、2005、原載・『東洋史研究』19-3、1960)。
- 8) 近年、邸永君氏が翰林院研究の前史として内三院に考察を加えているが(邸永君『清代翰林院制度』〔北京、社会科学文献出版社、2002〕、および『清代滿蒙翰林群体研究』〔哈爾濱、黒龍江人民出版社、2005〕)、これも研究の主目的は翰林院制度の解明であって、内三院に関する記述は概略的なものを述べるにとどまっている。
- 9) 遠藤隆俊「范文程とその時代——清初遼東官人の一生——」(『東北大学東洋史論集』8、1995)、王景澤「関于范程的几点考証」(『西南師範大学学报・哲学社会科学版』25-3、1998)。
- 10) 『太宗実録』卷一、天命十一年十一月癸酉の条など。なお、ヌルハチの漢人政策については、石橋秀雄「清初の対漢人政策——とくに太祖の遼東進出時代を中心として——」(『清代史研究』、緑蔭書房、1989、原載・『史艸』2、1961) 参照。
- 11) 『太宗実録』卷五、天聰三年八月乙亥の条。また太宗は崇徳三年正月にも、漢人奴隸の中で能あるものを考試によって登用するよう諭旨を出している(『太宗実録』卷四十、崇徳三年正月己卯の条、および『内国史院檔』崇徳三年正月十五日の条)。
- 12) 『太宗実録』卷五、天聰三年四月丙戌朔の条。
- 13) 前掲・神田信夫「清初の文館について」、93頁。
- 14) 前掲・遠藤隆俊「范文程とその時代」、446頁。
- 15) 『太宗実録』卷二十八、天聰十年三月辛亥の条。
- 16) 『旧檔』天聰九年十二月二十八日の条。『満文原檔』では第九冊の472頁。
- 17) 『康熙会典』卷六、吏部四、品級。なお、入関後の順治二年に、大学士は二品、学士は三品に改められている(『世祖実録』卷十八、順治二年閏六月壬辰の条)。
- 18) 『太宗実録』卷二十九、崇徳元年五月丙午の条。
- 19) この方面における内三院の役割に関しては、前掲・郭成康・張晋藩『清入関前国家法律制度史』、および邸永君『清代翰林院制度』に詳しく述べられている。
- 20) モンゴルへ使者としては、『老檔』天聰二年九月十七日の条にあるヒフェの例、投降漢人の対応としては、『内国史院檔』天聰七年五月二十日の条にある范文程、ガリンの例がある。
- 21) 『太宗実録』卷六、天聰四年二月甲子の条。なお、「己巳の役」については、渡辺修「「己巳の役」(一六二九—三〇)における清の対漢人統治と漢官」(『清代史論叢 松村潤先生古稀記念』、汲古書院、1994) 参照。
- 22) 『太宗実録』卷一、天命十一年十一月癸酉の条に、
上(太宗)巴克什達海に命じ、旨を伝えて曰く、二兄(ダイシャンとアミン)及び諸貝勒、行間に在りて安否たるや、と。巴克什庫爾纏代奏して曰く…
とある。
- 23) 例えば、『太宗実録』卷四十二、崇徳三年七月壬戌の条には、
内弘文院大学士希福、内国史院大学士剛林、学士羅碩に命じ、和碩親王、多羅郡王、多羅貝勒、固山貝子、及群臣に伝諭して曰く…
とあり、また、卷五十五、崇徳六年三月壬子の条には、
上(太宗)范文程、剛林、額色黒を召して、清寧宮に進ましめ、諭して曰く、爾等獲罪せし諸王貝勒大臣等を、篤恭殿前に集め、朕の命を伝えよ。
とあり、大学士や学士が太宗の諭旨を諸王や大臣に伝達する役目を持っていたことがわかる。
- 24) 前掲・邸永君『清代翰林院制度』、58頁。

- 25) ドルゴン兄弟が、八旗における最有力軍団であったヌルハチの領旗を継承し、太宗の潜在的脅威となっていたことは、杉山清彦「清初八旗における最有力軍団——太祖ヌルハチから摂政王ドルゴンへ——」（『内陸アジア史研究』16、2001）に詳しい。
- 26) 前掲・邸永君『清代翰林院制度』、48頁。
- 27) 杉山清彦「漢軍旗人 李成梁一族」（岩井茂樹編『中国近世社会の秩序形成』、京都大学人文科学研究所、2004）、193頁。例えば、クルチャンは、天聰元（1627）年の朝鮮での戦役の際に、従者を指揮して朝鮮の軍を撃退しているし（『太宗実録』卷二、天聰元年三月辛巳の条）、漢人官僚の代表的人物である范文程も、武功によって遊撃の世職を授けられている（『初集』一百七十二、范文程伝）。
- 28) 『通譜』卷一、蘇完地方瓜爾佳氏、扎爾伝。『通譜』では、ジャムバは正白旗人となっているが、崇徳年間には鑲白旗に属していた（『内国史院檔』崇徳元年正月二十日の条）。
- 29) 太宗時代の正藍旗については、阿南惟敬「清初正藍旗改組始末考」（原載・『江上波夫教授古稀記念論集・歴史編』、山川出版社、1977、前掲・『清初軍事史論考』所収）、および杉山清彦「清初正藍旗考——姻戚関係よりみた旗王権力の基礎構造——」（『史学雑誌』107-7、1998）参照。
- 30) 『国朝耆献類徴初編』卷四十二の薩壁漢（サビガン Sabigan）伝に、
薩壁漢の族属、初め碩託の下に属するも、是に至りて命を奉じ、改めて饒餘貝勒阿巴泰に隸す。
とあり、この時にサビガンの同族であったウダリも正藍旗に移り、アバタイに属したものと考えられる。
- 31) 『愛新覚羅宗譜』甲冊、1561頁。
- 32) アバタイの立場と彼の生母でヌルハチの側妃のイルゲンギョロ氏に関しては、定宜荘「満族早期の一夫多妻制及其在清代的遺存」（『清史研究』32、1998）、および『満族の婦女生活と婚姻制度研究』（北京、北京大学出版社、1999）参照。
- 33) 鈴木真「清初におけるアバタイ系宗室——婚姻関係を中心に——」（『歴史人類』36、2008）参照。なお、鈴木氏は、アバタイを太宗の「右腕的存在」と理解している（91頁）。
- 34) 『清史稿』卷二百四十五、剛林伝には、
初め来帰するや、正藍旗に隸し、郡王阿達礼に属す。
とあるが、これは『通譜』などでガリンの同族が正藍旗人となっていることからの推測と思われる。なお、ガリンもまたスワン地方のグワルギャ氏の出身であるが、フュンドンの家系と同族であるか否かは不明である。
- 35) 『老檔』崇徳元年五月七日の条。
- 36) 『世祖実録』卷三、順治元年二月己巳の条。
- 37) 『通譜』卷一、蘇完地方瓜爾佳氏、倭赫伝に、「鳴賛由り礼部啓心郎に陞せらる。」とある。また『太宗実録』崇徳四年八月丙戌の条にも、「俄黒（ウエヘ）を礼部啓心郎と為す」とある。
- 38) 杉山清彦「清初八旗制下のマンジュ氏族」（細谷良夫編、『清朝史研究の新たな地平——フィールドと文書を追って——』、山川出版社、2008）39～40頁。
- 39) 例えば、太宗朝を通じての吏部の啓心郎はソニンであるし、ジャムバも一時期兵部の啓心郎であった。また、戸部の啓心郎であったブダン（布丹 Budan）も、やはり有力氏族である綏分地方のマギヤ（馬佳 Magya）氏の出身である（『通譜』卷七）。啓心郎の性格については、陳文石「清太宗時代的重要政治措施」（『明清政治社会史論』上下冊、台北、台湾学生書局、1991、原載・『歴史語言研究所集刊』40上、1968）、453頁参照。
- 40) 綿貫哲郎「清初の旧漢人と漢軍八旗」（『史叢』67、2002）、36～39頁。
- 41) 『続集』卷二百一、沈（王）文奎伝に
天聰三年、太宗文皇帝明を征し遵化を下し、文奎来帰す。貝勒豪格携え瀋陽に至らせ、命じて文館に直せしめ、後に漢軍鑲白旗に隸せしむ。
とある。なお、王文奎の属旗は、列伝等では鑲白旗となっているが、これは鑲白旗と正藍旗の換旗以降の属旗であり、崇徳年間には正藍旗人であったと思われる。
- 42) 『老檔』天聰十年二月十五日の条。
- 43) 『老檔』天聰十年二月十五日の条に、
寧完我は、最初 Shaliyan Beile の家の奴隸であったが…

- とあり、また『続集』巻二百、寧完我伝にも、
天命年間来帰し、貝勒薩哈廉に事え、漢軍正紅旗に隸す。
とある。
- 44) 『老檔』天聰十年二月十五日の条の、寧完我の処罰を記した部分には、
職を解いて同じ Shaliyan Beile に奴隸として与えた。
とある。
- 45) 太宗朝のウラ＝ナラ閏閏については、前掲・拙稿「清朝順治初期における政治抗争とドルゴン政権」、
逆頁6～8。
- 46) 『世祖実録』巻一、崇徳八年八月丁丑の条。
- 47) 『世祖実録』巻四、順治元年四月戊午朔の条。
- 48) 『世祖実録』巻一、崇徳八年八月丁丑の条に、
大学士剛林撥して正黄旗に入らしむ。…大学士范文程撥して鑲黄旗に入らしむ。
とある。
- 49) 杜家驥編『皇太極事典』（台北、遠流出版事業、2005）においても、范文程は最初鑲紅旗に属していた
としている（105頁）。
- 50) 『滿文内国史院檔』順治八年閏二月二十八日の条。
- 51) 『世祖実録』巻一、崇徳八年八月丁丑の条に、
大学士剛林、亦た収繫さるるも、曾て諸内大臣に白し、往きて伊の王阿達礼の動静を伺い、又た將
に伊の王和碩睿親王と交わらんとするに、一一具さに内大臣等に首するに因りて、亦た罪を免ず。
とある。
- 52) 『滿文内国史院檔』順治八年閏二月二十八日の条。
- 53) 太宗の天聰五年に、「離主条例」が改定され、旗王の横暴や不正、謀反などを旗人が告発し、それが正
しいと認められた場合、任意の旗に移ることが出来るようになっていた（『太宗実録』巻九、天聰五年七
月庚辰の条）。
- 54) なお、前掲・『滿文内国史院檔』順治八年閏二月二十八日の条、および順治六年七月十九日の条の「ガ
リン＝バクシはニルの領催であったが、正白旗に行った後、この時、覺羅のアクション（阿克善 Akšan）
をニルの領催に任じた。」という記述から、ガリンは後に一時期、ドルゴンの意向により、単身で正白旗
に移ったと思われるが、これについては別稿で詳しく検討する予定である。
- 55) 『世祖実録』巻一、崇徳八年八月丁丑の条に、
碩託の家を籍し、其の子拉哈、齊蘭布を併せて、和碩睿親王に給す。
とある。
- 56) 鴛淵一「清朝順治初世の派閥的抗争に就いて」（『人文研究』9-8、1958）、9頁。前掲・遠藤隆俊「范文
程とその時代」、450～452頁。
- 57) 『世祖実録』巻四、順治元年四月戊午朔の条に、
羅碩乱法諂諛するを以て、曾て禁止して王に近づくを許さずも、後復た王の所に往来し、私に相計
議し、亦た棄市とす。
とある。
- 58) 前掲・拙稿「清朝順治初期における政治抗争とドルゴン政権」、逆頁11。
- 59) 前掲・拙稿「順治帝即位をめぐる黄旗旗人の動向について」、83、84頁。
- 60) 張玉興「多爾袞擁立福臨考実」（『明清史探索』遼海出版社、2004、原載・『故宫博物院院刊』23、1984）
27～30頁。
- 61) 『世祖実録』巻七、順治元年八月辛酉の条。
- 62) 『清史稿』巻二百四十五、祁充格伝に、
睿親王多爾袞、復た明を伐ち、太宗親ら郊に餞す。祁充格以て予親王多鐸の上に従い出送するを啓
せず、又た是の日私に屯莊に往き、死に坐するも、命じて之を寛し、官を奪い、耳を貫き鞭責し、以
て睿親王に隸さしむ。
とあり、同様の記述は『盛京刑部原檔』二一六号、崇徳四年六月三十日の条にもあり、『太宗実録』巻

四十六、崇徳四年五月辛巳の条にも、このキチュンゲの処罰について、

上（太宗）命じて…祁充格、死を免じ、一百鞭ち、耳を貫き、革職し、並びに啓心郎の任を罷めさしむ。

とある。恐らくこの時に、ドルゴンの属下となったのであろう。

63) 『世祖実録』巻五、順治元年六月戊午の条。

64) 前掲・神田信夫「清初の文館について」、95頁。

65) 楠木賢道「天聰八年のチャハル部・華北遠征とマンジュ国の構造」（平成14年～平成17年度科学研究費補助金研究成果報告書、『清朝における満・蒙・漢の政治統合と文化変容』、2006）15頁、および、前掲・杉山清彦「清初正藍旗考」28、29頁。また前掲・拙稿「清朝順治初期における政治抗争とドルゴン政権」逆頁21、22。

※ 本稿では紙幅の都合上、参考文献については注で挙げるにとどめ、文末に文献一覧付すのを省略したが、執筆に際し筆者が用いた史料の略称とテキストは以下の通りである。なお、文中の満文史料の邦訳については、下記の訳本に拠ったが、『満文内国史院檔』のみは拙訳を用いた。

『愛新覚羅宗譜』	1938 『愛新覚羅宗譜』（全8冊、附『星源集慶』）奉天（瀋陽）、愛新覚羅修譜處
『清実録』	1964 『大清歴朝実録』台北、華文書局
『国朝著類徴初編』	1967 『国朝著類徴初編』台北、文友書店
『老檔』	1955-1963 満文老檔研究会訳注『満文老檔』（太祖朝3冊、太宗朝4冊）東洋文庫
『旧檔』	1972-1975 神田信夫等訳『旧満洲檔 天聰九年』（I・II）、東洋文庫 2005 馮明珠主編『満文原檔』（全10冊）、台北、沉香亭出版企業社
『清史稿』	1977 『清史稿』（全48冊）北京、中華書局
『初集』	1985 『八旗通志初集』（全8冊）長春、東北師範大学出版社
『盛京刑部原檔』	1985 中国人民大学清史研究所、中国第一歴史档案館訳『盛京刑部原檔』、北京、群衆出版社
『通譜』	1989 『八旗満洲氏族通譜』瀋陽、遼瀋書社
『内国史院檔』	1989 中国歴史第一档案館編『清初内国史院満文档案訳編』（全3冊）北京、光明日報出版社
『続集』	2002 『欽定八旗通志』（全12冊）長春、吉林文史出版社
『満文内国史院檔』	1989 『満文内国史院檔』北京、中国歴史第一档案館 2003 『順治朝満文内国史院檔』北京、中国歴史第一档案館 (ともにマイクロフィルム資料、筑波大学中央図書館所蔵)
『康熙会典』	『大清会典』（康熙二十九年勅撰、一百六十二卷、全64冊）京都大学人文科学研究所所蔵

(本学大学院博士後期課程)

表1・崇徳年間の内三院人員表

	内国史院		内弘文院		内秘書院	
	大学士	学士	大学士	学士	大学士	学士
崇徳元年 (1636)	ガリン (正紅)	ロシヨ (正藍) 羅繡錦 (漢、鑲紅)	ヒフェ (正黄)	フキオ (不明) 王文奎 (漢・正藍)	范文程 (漢、鑲紅) 鮑承先 (漢・正紅)	ジャムバ (鑲白)
崇徳二年 (1637)	ガリン	ロシヨ、羅繡錦	ヒフェ	フキオ、王文奎	范文程、鮑承先	ジャムバ
崇徳三年 (1638)	ガリン	ロシヨ、羅繡錦	ヒフェ	フキオ、王文奎	范文程、鮑承先	ジャムバ エセハイ (正藍)
崇徳四年 (1639)	ガリン	ロシヨ、羅繡錦	ヒフェ	フキオ、王文奎	范文程	エセハイ
崇徳五年 (1640)	ガリン	ロシヨ、羅繡錦	ヒフェ	フキオ、王文奎	范文程	エセハイ
崇徳六年 (1641)	ガリン	ロシヨ、羅繡錦	ヒフェ	フキオ、王文奎	范文程	エセハイ
崇徳七年 (1642)	ガリン	ロシヨ、羅繡錦	ヒフェ	フキオ、王文奎	范文程	エセハイ 楊方興 (漢・正藍)
崇徳八年 (1643)	ガリン	ロシヨ、羅繡錦、 ウダリ (正藍)	ヒフェ	フキオ、王文奎 ジャムバ	范文程	エセハイ、楊方興

表2・順治初年、ドルゴン摂政期の内三院人員表

	内国史院		内弘文院		内秘書院	
	大学士	学士	大学士	学士	大学士	学士
順治元年 (1644)	ガリン (正黄)	ロシヨ、羅繡錦 ウダリ ライゲン (不明)	ヒフェ	フキオ、王文奎 ジャムバ チャブハイ (鑲白)	范文程 (漢、鑲黄) 洪承疇 (漢、鑲黄)	エセハイ、楊方興 イトウ (鑲紅)
順治二年 (1645)	ガリン	ウダリ ライゲン 蔣赫徳 (漢・正藍)	キチュンゲ (正白) 寧完我 (漢・正紅)	ジャムバ チャブハイ 劉清泰 (正紅)	范文程、洪承疇	エセハイ、イトウ
順治三年 (1646)	ガリン	ウダリ、ライゲン 蔣赫徳	キチュンゲ 寧完我	ジャムバ、チャ ブハイ 劉清泰、スナハ イ (正白)	范文程、洪承疇	エセハイ、イトウ
順治四年 (1647)	ガリン	ウダリ、ライゲン 蔣赫徳	キチュンゲ、寧完我	チャブハイ、劉清泰 スナハイ	范文程、洪承疇	エセハイ、イトウ
順治五年 (1648)	ガリン	ウダリ、ライゲン、 マルドゥ (正藍?) 蔣赫徳	キチュンゲ、寧完我	チャブハイ、劉清泰、 スナハイ、王文奎	范文程、洪承疇	エセハイ、イトウ フリ (不明)
順治六年 (1649)	ガリン	ライゲン、蔣赫徳、 マルドゥ	キチュンゲ、寧完我	チャブハイ、劉清泰、 スナハイ、王文奎	范文程、洪承疇	イトウ、フリ
順治七年 (1650)	ガリン	ライゲン、蔣赫徳、 マルドゥ	キチュンゲ、寧完我	チャブハイ、劉清泰、 スナハイ、王文奎	范文程、洪承疇	イトウ、フリ

※ 括弧内は属旗を示す

順治元年二月に、各衙門学士を一名増員

表1、2ともに『八旗通志初集』、および実録の記事をもとに作成